

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第1節 母子保健

わが国の母子保健対策は結婚前から妊娠,分べん周辺期,新生児,乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的に進められているが,特に最近数年間に,予算においても,対策の内容の面においても,大きな発展を示している。

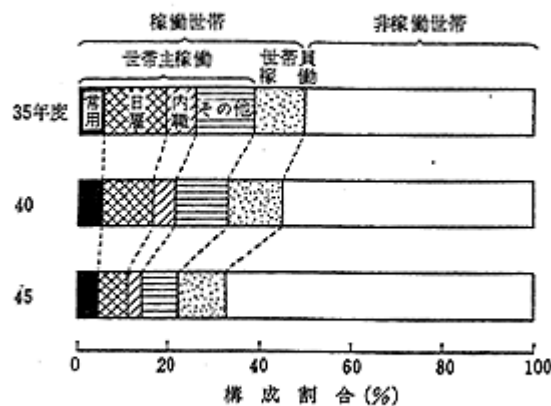
たとえば,昭和44年度約6億8千万円であつた母子保健関係の予算は,45年度では約13億4千万円と倍増し,また,これまで低所得者のみに公費負担で実施されていた妊婦と乳児の健康診査は,国民の大部分を対象とするまで拡大され,すべての小児がんについても医療費援助の道が開かれることとなつた。今後の施策はこれまでの低所得者対策から脱却する方向で推進されていく必要がある。

妊婦は,すみやかに妊娠の届け出を市町村長に対してすることになつており,届け出をした者に対して母子健康手帳が交付される。妊婦はこの届け出によつて行政的にはあくされることとなり,母子健康手帳は,妊娠,分べん,育児に関する一貫した健康記録簿として,母子保健管理上活用されている。妊娠の届け出状況は年々改善されてはいるものの,45年度において,妊娠6か月以降の届け出がまだ24.2%もある。

妊産婦,乳幼児の健康診査は母子保健管理の前提条件である。このため妊婦は,保健所または一般の医療機関で,乳児は,保健所で,それぞれ一般健康診査(第1次スクリーニング)が行なわれ,疾病の疑いが発見されたものについては,さらに委託医療機関で精密健康診査を受けることができる。これら健康診査に要する費用は,いずれも公費により負担されている。3歳児の健康診査は,心身発達のうえで最も大切なこの時期に心身障害を早期に発見するために行なわれているものであるが,一般健康診査は保健所で,精密健康診査は身体面については一般医療機関で,精神面については児童相談所でそれぞれ行なわれている。45年度は約122万人について行なわれ(実施率65.5%),このうち精神面の精密検査を受けた者は約8万人いる。

第3-2-7図 労働力類型別世帯数の構成割合の推移

第3-2-7図 労働力類型別世帯数の構成割合の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

妊産婦および乳幼児の保護者に対する保健指導は、妊娠中毒症等の予防や心身障害児の発生防止のために、勤労妊産婦や核家族家庭の増加傾向の著しい今日ではその意義はきわめて大きくなっている。45年度の保健所等における集団および個人的な保健指導、家庭での訪問指導件数は妊婦延1万484人、新生児延べ82万人、未熟児延べ9万人となつている。

妊娠中毒症や、糖尿病は母体のみならず出生児に対しても重大な影響があるので、妊婦の健康診査や保健指導において、重点的にとりあげられ、低所得階層の妊婦に対しては適切な治療を促進するため入院医療の援護に要する経費を支給している。未熟児は、死亡率がきわめて高いばかりでなく、心身障害児発生の大きな原因ともなつているので、低体重児が出生した場合には、保健所に届け出させ、必要に応じて、家庭訪問による養育指導や入院による養育医療の給付が行なわれている。44年度に行なわれた養育医療給付決定件数は1万931件である。また先天性代謝異常も心身障害の発生原因となる疾病であるため、早期発見、早期治療による発生予防が可能な、フェニールケトン尿症、先天性クレチン症、ウイルソン病、先天性無ガンマグロブリン血症および血友病については、医療の給付が行なわれ、44年度では84件がこの給付の対象となつている。

小児がんについては、その医療費が高額に及ぶこともあつて対策が望まれていたが、入院治療を受けている18歳未満の者を対象として46年度からその治療研究を推進し、あわせて患者家庭の負担軽減をはかるため医療費の自己負担分について公費負担することになった。これは国が都道府県および指定都市の行なう小児がん研究事業について1/2補助するものである。

虚弱児童に対しては、適正な医学的管理のもとで健康を増進させるための療育が行なわれている。このため全国に虚弱児施設が34か所設置されており、45年12月現在1,854人の児童が入所している。最近では結核性の疾患にかわつて先天性心疾患、腎炎、ネフローゼ、気管支ぜんそくなどの慢性疾患によるものの入所が多くなつている。

母子栄養指導の強化のため、低所得階層の妊産婦および乳児に必要な栄養食品として牛乳1日180cc支給している。さらに46年度からは、妊婦の安全分べん、産婦の母性機能の早期回復、乳児の運動機能の健全な発達のため、母子保健体操の普及をはかることとした。これは母子保健管理と指導の有用な手段となるばかりでなく、母親自体が健康増進のために積極的に努力するという精神的な基盤をつくることにも役だつことが期待できる。

母子保健事業は地域ぐるみの対策として推進されることによつてこそ真の効果が期待されるものである。正しい母子保健思想普及のための民間関係団体の育成、母子愛育班などのボランティア活動や母子保健推進員による地域組織活動をいつそう全国的に普及強化するとともに、市町村の母子保健活動の拠点としての母子健康センターの普及をはかつていく。しかし、母子保健推進員は1,125の市町村に、母子健康センターは579か所に設置されているにすぎない。

心身障害の根本的解決の鍵は、発生予防、早期発見、早期治療等の研究開発の推進にあることはいうまでもないので、従来から厚生科学研究費、医療研究助成補助金および特別研究費補助金によつて研究開発が進められてきたところであるが、46年度からは、従来のように個々の疾病ごとにばらばらに研究を行なうことなく、心身障害の発生に重大な影響を及ぼす、胎児期、周産期、乳児期に重点をおいた総合的な大型プロジェクト研究として心身障害児の発生予防の研究を行なうことになった。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

要保護児童とは、つぎのいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 身体の発達または機能に障害や欠陥を有する児童
- (2) 精神の発達または機能に障害や欠陥を有する児童
- (3) 反社会的、非社会的等の問題行動を有する児童
- (4) 養育環境に問題があり保護を必要とする児童

この節では、これらの児童の対策のうち、(3)と(4)の児童について述べる。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

1 養護を要する児童の福祉

児童を養育すべき保護者がいないか、いても児童を虐待する等保護者に養育させることが適当でない児童のことを養護を要する児童という。これらの児童の福祉をはかる措置として、乳児院・養護施設における養護、里親家庭への養育の委託などがある。

(1) 乳児院および養護施設

養護を要する児童のうち、乳児(1歳未満)を入所させ養育するのが乳児院であり、1歳以上の児童を入所させて養育するのが養護施設である。乳児院では医学的管理を中心とした養育がなされており、必要に応じて満2歳に達するまで措置を継続することができることとなっている。46年3月1日現在乳児院は、施設数126か所、収容定員4,141人、在籍人員3,561人であり、養護施設は、施設数521か所、収容定員3万4,337人、在籍人員3万1,390人である。

(2) 里親

里親は、家庭環境に恵まれない児童を預つて、暖かい愛情となごやかな家庭的雰囲気の中で養育するものである。それだけに、児童の個性に応じた養育が可能であり、人格形成の重要な時期にある幼児の養護には、きわめて有用な制度である。

46年3月末日現在、里親登録数は、1万3,621人、児童の委託を受けている里親数は、このうち4,075人、委託児童数は4,876人となつており、必ずしも効果的に活用されていない。45年度には、里親制度を推進させるべく研究会を開催するとともに、里親の実態に関する調査を実施して里親制度の運用について検討がなされた。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

2 情緒障害児の指導

家庭,学校,近隣での人間関係のゆがみによつて,感情生活に支障をきたし,社会適応が困難になつた児童を情緒障害児という。これらの児童に対しては,児童相談所等各種相談機関によつて相談指導を行ない,必要に応じて,相談機関での通所治療,情緒障害児短期治療施設での収容治療によつて,その早期治療が行なわれている。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

3 非行児童の指導

最近における少年非行の動向をみると、数的には、昭和40年頃からの減少傾向が止まり、44年、45年と増加のきざしがみえはじめ、質的には、終戦時から昭和25、6年頃までの混乱と貧困による非行、昭和30年代の経済的繁栄を背景とした非行から、急激な社会の変動を反映した非行へと移り、これまでとは異質のタイプの非行が現われている。この質的变化の内容をみると、交通関係事犯、シンナー、接着剤等の乱用等の増加傾向、自動車等を利用した犯罪の広域化等を特徴としている。

非行少年のうち、比較的非行程度の軽い者、低年齢の者は、児童福祉の観点から、つぎのような措置がとられることとなっている。

- (1) 児童または保護者に対する訓戒、誓約
- (2) 児童福祉司、児童委員等による指導
- (3) 里親委託または教護院等の児童福祉施設への入所
- (4) 家庭裁判所への送致

第4-1-1表 申し込みの動機別にみた里親数

第4-1-1表 申し込みの動機別にみた里親数

(単位：%)

申 込 みの 動 機	児童を委託されている里親	児童を委託されていない里親
総 数	100.0	100.0
児童福祉への理解から	19.6	9.9
不遇な児童への同情から	21.5	14.5
子どもを育てたいから	25.5	15.9
養子を得たいため	29.9	54.1
そ の 他	3.5	5.5

資料：厚生省児童家庭局「養護児童実態調査(45年7月)」

これらの措置は、児童相談所の調査、診断、判定に基づき、都道府県知事がとることになっている。

45年度中に、児童相談所で処理した非行児童に関する相談件数は、3万3,919件であり、このうち、訓戒、誓約が26.9%、児童福祉司等による指導が15.8%、児童福祉施設への入所が6.9%、家庭裁判所への送致が0.1%である。

非行児童に対する福祉措置のうち、教護院に入所させて指導、教育することを教護といい、非行児童の処遇の

なかでも中核的役割を果たしている。

教護院は、非行児童または非行のおそれのある児童を入所させて、生活指導、学科指導、職業指導を通じて、児童の非行性の改善をはかる施設である。46年3月1日現在、施設数57か所、収容定員5,285人、在籍人員3,887人である(他に国立の教護院2か所、収容定員250人がある。)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

4 保育に欠ける児童に対する施策

(1) 保育所の整備

不足している保育所については、昭和42年度から年次計画をもつて増設、整備を行なっており、昭和45年度の整備については8億4,093万円516か所(昭和44年度6億3,303万円,523か所)の国庫補助を行なうとともに、国民年金特別融資として、40億5,180万円,534件(昭和44年度34億1,960万円,498件)の融資を行なつて、その整備を進めた。

このほかに、地方公共団体、社会福祉事業振興会、日本自転車振興会などから保育所の整備について従前以上に融資または補助が行なわれた。

昭和46年度においても、前年度に引き続き年次計画に基づき500か所分について国庫補助を行なうとともに、また新設、改築等1か所当たりの国庫補助基本額の引き上げをはかることとし、その国庫補助総額は約15億円となる予定である。

(2) 保育所の運営費の改善

保育所の運営費のなかには、職員給与費、その他の事務費、児童処遇費など保育所の運営に要する一切の費用が積算されているが、特に3歳未満児、3歳児、4歳以上児と年齢区分に応じてそれぞれの保育単価が設けられ、適切な保育が実施されるよう配慮されている。

昭和46年度における保育所措置費の国の予算額は、約509億円(45年度約383億円)が計上されているが、46年度におけるその主な改善内容は、保健衛生費の増額、非常勤保母の配置および過疎地域等に小規模保育所制度を適用することになった点である。

第4-1-2表 シンナー等乱用少年の状況

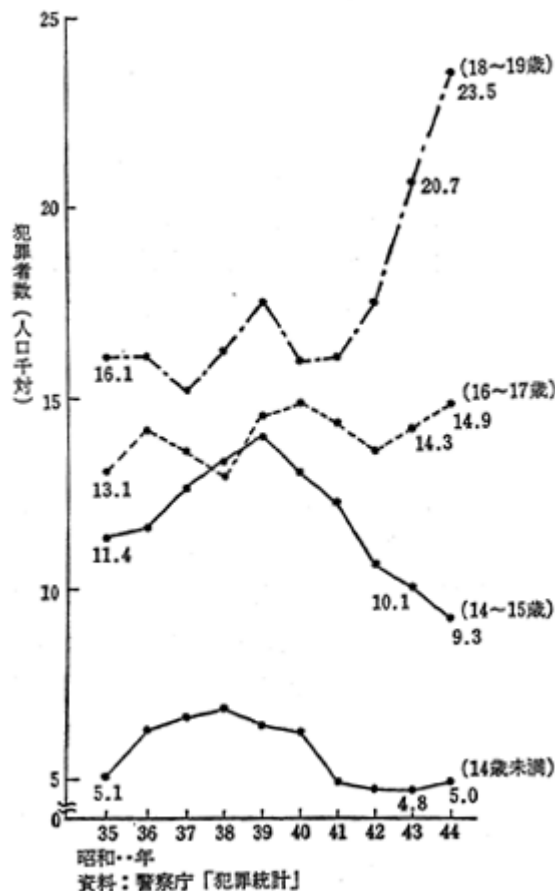
第4-1-2表 シンナー等乱用少年の状況 (単位:人)

	総数	学生・生徒				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他	計		
43年	20,812	2,084	6,408	441	8,933	6,733	5,146
44	31,028	2,992	7,837	810	11,639	12,004	7,385
45	40,045	4,221	10,059	1,092	15,372	16,493	8,180

資料:警察庁統計

第4-1-1図 刑法犯少年総数人口比の推移

第4-1-1図 刑法犯少年総数人口比の推移



(3) 特別対策

保育所の補完的役割を果たすものとして、特別保育事業が実施されており、46年度においては、へき地保育所2,439か所、季節保育所5,000か所が開設され、46年度における特別保育事業費の国の予算額は、7億1,264万円(45年度6億1,924万円)が計上されている。

また、本年度から新たに事業所内保育施設を運営する事業主に対し、児童福祉の観点から各都道府県知事が、事業所内保育施設の実態のはあく、施設の運営指導、研修会への参加等について必要な指導等を行なうこと

とされた。

(4) 保母確保対策

保育所およびその他の児童福祉施設の増設整備に伴って、保母が多数必要となつている。保母の確保および無資格保母の解消対策については、保母養成所費補助金、保母修学資金貸与費補助金による助成とともに、保母養成指定校の増設、保母試験の促進等行政指導の強化をはかつていく。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 要保護児童対策

5 児童福祉施設等運営費の改善

児童福祉施設等の運営に要する費用(措置費)は、施設の種類に応じて、都道府県または市町村が支弁することとなっているが、これに対して国庫はその8/10(精神薄弱者の職親委託の措置費は5/10)の負担を行なっている。

児童福祉施設等の運営費については、毎年度改善措置はとられているが、46年度における改善の概要は、つぎのとおりである。

(1) 施設従事職員の処遇改善

施設に従事する職員の処遇改善については、まず児童の直接処遇にあたる保母、児童指導員等の職員の勤務条件の適正化をはかるため、昭和46年度においては、児童等に対する職員定数について、つぎのような改定を行なった。今後も引き続きその改善が必要である。

養護施設および虚弱児施設

学齢以上児8:1→7.5:1

年少児6:1→5.5:1

情緒障害児短期治療施設

9:1→8:1

精神薄弱児通園施設

幼児7.5:1→6:1

し体不自由児施設

1施設1人→30:1

盲ろうあ児施設

幼児6:1→5.5:1

保育所

定員60人以下の施設に非常勤の保母を1人配置

精神薄弱者援護施設

7:1→6:1

このほか、夜勤手当の対象人員を定員51人以上100人未満の施設では1人から2人に、定員151人以上の施設では2人から3人それぞれ人員増を行ない、母子寮については宿日直手当の新設を行ない定数改定と合わせて職員の勤務条件の改善をはかることとした。

また、重症心身障害児施設の重症児指導費についても医療費の43%相当額から50%相当額に引き上げを行ない、保母等の職員の増員をはかることとしたほか、乳児院においては定員50人未満の施設に調理員等1人の増員をはかることとした。

つぎに職員の給与の改善については、国家公務員に準じた給与の引き上げを実施したほか、44年度から年次計画で行なっている給与改善の最終年次として格付是正による給与改善費が計上された。このほか、教護院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、精神薄弱者援護施設の保母等については俸給の調整額の増をはかることとした。

(2) 入所児童等の処遇の改善

施設入所児童等の処遇についても毎年度その改善に努めているところであるが、飲食物費および日常諸費については第4-1-3表のとおり引き上げを行なうこととした。このほか46年度においては肢体不自由児施設および重症心身障害児施設の日用品費の引き上げ、教育費、見学旅行費の増額、助産施設の分べん介助料についても引き上げを行なうこととした。

第4-1-3表 児童等処遇費の改善状況

第4-1-3表 児童等処遇費の改善状況

(単位：円)

	飲食物費(日額)			日常諸費(日額)		
	44年度	45年度	46年度	44年度	45年度	46年度
養護施設等	204	223	239	77	87	92
乳児院	207	226	242	113	128	136
虚弱児施設	224	243	260	77	87	92
精神薄弱児通園施設	70	77	82	33	38	40
保育所 (3歳以上児)	37	40	43	12	14	15
保育所 (3歳未満児)	85	93	100	14	16	17
精神薄弱者援護施設 (収容施設)	197	215	230	110	125	131
通所施設	65	71	76	55	62	65

厚生省児童家庭局調べ

(3) その他の改善

保育所入所児童の保健衛生費、乳児院および虚弱児施設の嘱託医手当の引き上げを行なうこととした。このほか、過疎地域等の既存の保育所または新設の保育所に小規模保育所制度の適用を、新たに認めることとした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

1 母子福祉資金の貸し付け

28年度から実施されている母子福祉資金の貸付制度により、44年度末までに延べ約96万人に対し約263億円が貸し付けられている。その財源は、都道府県の一般会計からの繰入金と、その額の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を原資とし、これに貸付金の償還金を加えたものである。昭和45年度までに投資された原資が、国費約78億円、都道府県費約46億円合わせて約123億円である。その制度のあらまは第4-1-4表のとおりである。

第4-1-4表 母子福祉貸付金一覧(昭和46年5月現在)

第4-1-4表 母子福祉			貸付金一覧(昭和46年5月現在)			
資金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母	個人 40万円	貸し付けの日から 1年間	6年以内	個人 年3% 団体 年5%	延滞元利金額につき年一〇・七五%
	母子福祉団体	団体 100万円				
事業継続資金	母子家庭の母	個人 20万円	6か月間	3年以内	"	
	母子福祉団体	団体 30 "				
修学資金	母子家庭の児童	高校、高専(1~3年) 月額 1,500円 (特別 3,000円)	卒業後 6か月間	20年以内	無利子	
	父母のない児童	大学、高専(3~4年) 月額 5,000円 (特別 9,000円)				
技能習得資金	母子家庭の母	月額 3,000円	知識技能修得 期間満了後 6か月間	10年以内	年 3%	
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童	月額 3,000円	知識技能修得 期間満了後 6か月間	5年以内	年3%(厚生大臣が 定めるものは無利子)	
就職支度資金	母子家庭の母または児童 父母のない児童	25,000円	貸し付けの日から 1年間	5年以内	年 3%	
療養資金	母子家庭の母または児童	100,000円 (特別 150,000円)	医療を受ける期間が満 了後 6か月間	5年以内	"	
生活資金	母子家庭の母	月額 7,500円	技能習得資金もしくは 療養資金の据置期間と 同じ	技能習得資金とあわせ 貸し付けを受けた場合 10年以内	"	
				療養資金とあわせ貸し 付けを受けた場合 5年以内	"	
住宅資金	母子家庭の母	30万円	貸し付けの日から 6か月間	6年以内	"	
転宅資金	母子家庭の母	18,000円	"	3年以内	"	
就学支度資金	母子家庭の児童 父母のない児童	25,000円	卒業後 6か月間	20年以内	無利子	

46年度において修学資金および住宅資金について、つぎのとおり改善された。

大学または高等専門学校に就学する者に係る修学資金の貸付金の限度を月額3,000円から5,000円(特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、月額5,000円から9,000円)に、また、住宅資金は、20万円から30万円に引き上げられた。

今後も経済事情に即応して貸付金が十分に活用されるように内容の充実をはかつていく必要がある。

なお、昭和28年制度発足以来昭和44年度までの各資金の種類別貸付金額は第4-1-5表のとおりであつて、修学資金が全体の39.47%、事業開始資金23.02%、事業継続資金16.92%を占めているが、最近の傾向としては、住宅資金の伸びが著しい。また、償還状況についても、償還率が28年度81.5%であつたものが、44年度には96.5%と上昇している。

第4-1-5表 貸付金の種類別貸付状況

第4-1-5表 貸付金の種類別貸付状況

資 金 種 別	28~44年度累計	
	金 額	構 成 比
	千円	%
総 額	26,378,236	100.00
事 業 開 始 資 金	6,072,661	23.02
事 業 継 続 資 金	4,462,682	16.92
修 学 資 金	10,411,764	39.47
技 能 修 得 資 金	40,085	0.15
修 業 資 金	337,194	1.28
就 職 支 度 資 金	544,352	2.07
療 養 資 金	7,828	0.03
生 活 資 金	27,679	0.11
住 宅 資 金	3,928,577	14.89
転 宅 資 金	6,336	0.02
就 学 支 度 資 金	539,078	2.04

厚生省児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

2 寡婦福祉資金の貸し付け

母子家庭に対する福祉対策は、母子福祉法を中心として実施されてきたが、配偶者のない女子でその扶養する子が20歳に達した場合および配偶者と離死別した女子であつて扶養する子のない場合は、同法の対象外となつていた。しかし、これらの寡婦は子が成人した後においても、今日の変動の激しい社会にあつて、ますます社会的、経済的に不安定な状態に追い込まれることが予測され、早急に福祉の措置の必要性が要請されてきた。

このような観点から、44年10月から寡婦福祉資金貸付制度が発足した。この貸付制度の内容は、母子福祉資金と同じ11種類の資金に、結婚資金(限度額5万円、償還期限5年)を加えた12種類であるが、結婚資金を除く11種類の貸付限度額、償還期限等は母子福祉資金と同様である。

また、この貸付金の46年度までの原資は、44年度以降の国庫補助金11億6千万円、都道府県負担の5億8千万円、合わせて17億4千万円である。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

3 児童扶養手当

父と生計を同じくしていない児童のいる家庭(いわゆる生別母子家庭)等には児童扶養手当が支給されている。手当の月額、従来母子福祉年金に比して300円(児童1人の場合)少なかったが、45年9月分の手当からはこれと同額になり、以降引き続き改善され、46年11月分からは、児童1人の場合月額2,900円、児童2人以上の場合は2,900円に2人目以降の児童1人につき400円を加算した額となった。

また、昭和46年5月分の手当から受給者本人の所得による支給制限が大幅に緩和され、扶養親族が5人いる場合の限度額が143万円(従来は105万円)となった。

46年3月末現在における手当の受給家庭数およびその対象児童数は、それぞれ16万家庭25万3,000人である。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

4 母子家庭の相談事業

社会的・経済的に幾多の問題をかかえて相談相手を求めている母子家庭に対して、親身に相談相手となり、適切な助言、指導を行なう機関として母子相談員が各福祉事務所に配置されており、その数は46年3月末現在957人である。母子相談員による相談・指導の内容は、生活全般にわたるが、主なものは就職、子どもの教育、母子福祉資金の貸し付けに関する事等である。昭和44年度に取り扱った件数は約33万件で、そのうち解決をみたものは約30万件となつている。

このように第一線で直接母子家庭の福祉の増進にたずさわっている母子相談員の責務はきわめて重く、しかも、昨今の複雑な社会環境に伴つて、広汎で豊富な知識経験が要求されてきている。このため、母子相談員の資質の向上、待遇の改善について、さらに強化する必要がある。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

5 母子福祉施設

母子福祉センターは、35年度から母子家庭に対して生業、生活指導やその他各種の相談を行なうなど、これら母子家庭の福祉の向上をはかるための施設として設けられたものであり、45年度末現在で39か所設置されている。また、母子休養ホームは、母子家庭のレクリエーション、休養等のための便宜を供与する施設であつて、38年度以来45年度末までに20か所設置されている。この2種の施設は、母子福祉法に規定されたものであるが、このほか児童福祉法により母子一体で保護がはかれる施設として、母子寮が設けられており、昭和46年3月現在で528か所が設置され、約7,000世帯が入寮しているが、今後の課題としては、母子家庭の生活向上のため、十分その役割が果たされるよう、また、流動する時代の要請に即応した整備などをはかつていく必要がある。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 母子家庭の福祉

6 その他の福祉対策

母子家庭の福祉増進については、以上述べた施策のほかに、つぎのようなものがある。

(1) 母子家庭の母および児童の雇用対策としては、母子相談員、福祉事務所、公共職業安定所などが相互に協力し合つてその促進がはかられている。また、公共的施設内における売店等の設置許可の推進、たばこ小売人の優先指定など、母子家庭の自立促進対策の一環として行なわれている。

(2) 住宅については、公営住宅の母子家庭向きとして毎年1,600戸程度が建設されており、44年度末までに約1万4,000戸が建設されている。

(3) 所得が一定水準以下の生別母子世帯等には、前述のように児童扶養手当法

によつて児童扶養手当が支給されるが、死別母子世帯については、国民年金法によつて母子年金または母子福祉年金が支給されている。

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

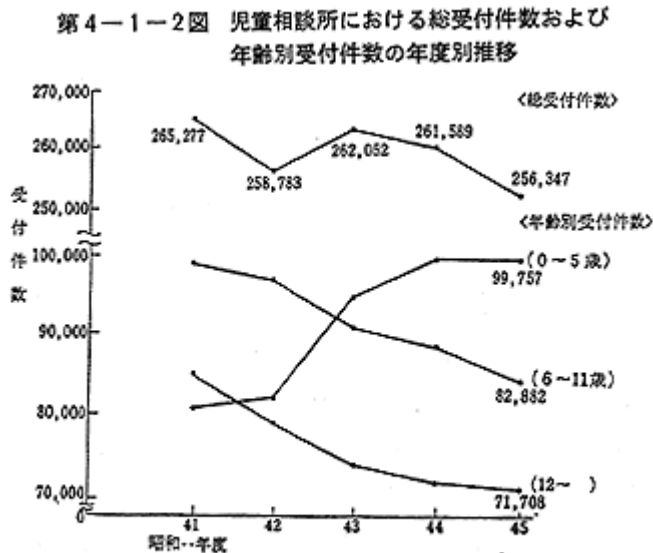
第1章 児童と家庭の福祉

第4節 児童相談所その他の関係機関の活動状況

1 児童相談所の活動状況

児童の福祉に関する第一線の行政機関として各都道府県、指定都市に設置されている児童相談所は、全国に140か所あり(昭和46年8月現在)、ここでは児童に関するあらゆる問題について、相談を受けている。その相談件数は年間約26万件前後に及び、ここ数年、年少幼児に関する相談の増加傾向と、他方では学齢児、高齢児の相談の減少傾向が目だっている(第4-1-2図参照)。特に3歳児を中心とした乳幼児の相談の著しい増加がみられるが、これは保健所で実施している3歳児一斉健康診査において精神発達面で精密検診を必要とされた児童に対し、児童相談所が積極的に判定や指導を進める体制が、3歳児精神発達精密検診事業として強化されてきたことが主因となっている。経路別にみても、保健所からの相談は総受付件数の約10%を占めるに至り、5年前に比して4倍の件数となつている(第4-1-6表参照)。

第4-1-2図 児童相談所における総受付件数および年齢別受付件数の年度別推移



第4-1-6表 児童相談所における経路別受付の構成比および指数(41年度100対)の年度別推移

第4-1-6表 児童相談所における経路別受付の構成比および指数(41年度100対)の年度別推移

	総数	福祉事務所から	保健所から	児童福祉施設から	警察関係から	学校から	家族親せきから	巡回相談によるもの	その他
41年度	100 (100)	6.0 (100)	2.4 (100)	10.1 (100)	11.7 (100)	9.3 (100)	26.6 (100)	22.2 (100)	11.7 (100)
42	100 (98)	6.0 (97)	2.9 (98)	10.8 (105)	10.6 (99)	10.1 (107)	26.1 (96)	22.2 (97)	11.3 (105)
43	100 (99)	6.4 (105)	4.4 (179)	11.0 (108)	9.7 (92)	8.9 (95)	28.1 (105)	20.7 (92)	10.7 (78)
44	100 (99)	7.1 (116)	7.2 (295)	11.0 (108)	9.6 (90)	7.3 (78)	26.5 (98)	19.5 (87)	11.8 (82)
45	100 (97)	7.9 (127)	9.9 (397)	13.8 (136)	10.0 (92)	10.0 (105)	35.5 (127)	18.7 (81)	12.9 (92)

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

註 「巡回相談によるもの」は昭和45年度からは再掲の数字である。

児童相談所で受付ける相談の内容にはつぎのようなものがある。

ア 健全育成相談-しつけ,適性,性向,長欠,不就学,教育その他育成上の諸問題に関する相談

イ 精神薄弱相談-精神薄弱児の保護,指導等に関する相談

ウ 養護相談-保護者の病気,家出等のため,保護に欠けている児童,被虐待児,迷子等の養育環境上問題のある児童に関する相談

エ 触法行為等相談-窃盗,傷害,放火等の触法行為等不法行為のあつた児童に関する相談

オ 教護相談-不法行為ほどではないが,浮浪乱暴等の問題行為のある児童に関する相談

カ 肢体不自由相談

キ 視聴言語障害相談

ク 保健相談

ケ 重症心身障害相談-心身に重度の障害をもつ児童の保護,療育,指導に関する相談

第4-1-7表にみられるとおり,例年健全育成相談が約3割以上を占めているが,その中でも親のこどもに対するしつけ上の問題に関する相談と行動や性格上複雑な問題をもつ児童の相談が増加している。また心身障害関係の相談も年々増加し,昭和45年度には3割をこえるに至つた。これには心身障害児の在宅指導の強化,施設の増強等,ここ数年間の障害児対策の強力な推進が反映されている。

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付の構成比および指数(41年度100対)の年度別推移

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付の構成比および
指数(41年度100対)の年度別推移 (単位:%)

	総数	養護相談	心身障害相談		非行関係相談		健全育成相談		その他 の相談
			肢体不自由 視覚聴覚 障害	精神薄弱 重症 心身障 害	教護	触法行 為等	しつけ	その他	
昭和41年度	100 (100)	12.4 (100)	10.1 (100)	16.5 (100)	7.0 (100)	8.8 (100)	7.7 (100)	27.2 (100)	10.3 (100)
42	100 (98)	11.2 (89)	10.1 (97)	16.8 (99)	6.1 (85)	7.8 (86)	7.4 (93)	29.6 (105)	11.1 (105)
43	100 (99)	11.6 (93)	10.1 (100)	18.4 (110)	5.6 (79)	7.0 (78)	9.3 (119)	28.3 (103)	9.7 (89)
44	100 (99)	12.1 (97)	10.4 (102)	18.9 (113)	5.4 (76)	7.5 (83)	10.0 (128)	25.6 (93)	10.1 (87)
45	100 (97)	12.5 (98)	10.8 (103)	19.5 (115)	5.2 (71)	7.9 (87)	9.9 (123)	24.6 (87)	9.6 (76)

資料:厚生省統計調査部「厚生省報告例」
 崗 ()内の数字は41年度を100とした指数

ところで、昭和36年度を頂点として、それ以後件数、比率ともに減少の著しかった非行関係の相談をみると、教護相談のいつそうの減少傾向がみられる中で、触法行為等相談にふたたび増加のきざしがみられる。この傾向は44年度からあらわれてきたが、非行年齢層の変化と質的な変容とが注目されるところである。

さらに養護相談についてみると、ここ5年間は件数比率ともに顕著な増減傾向はない。しかし養護相談は児童相談所で取り扱う相談の中でも、特に社会的すう勢を反映するものであり、主として核家族における親の病氣、離婚、家出等による養護上の問題が漸増していることも見逃せない。

さて、児童相談所では以上のような問題で相談を受付けた個々のケースについて、社会学、教育学、臨床心理学、児童精神医学、小児医学等を背景として専門的な調査や判定が進められ、それに基づき具体的な処理方針が決定される。処理の内容は第4-1-8表のとおりである。全体の約3分の2が面接指導であり、助言や指導(面接指導1回)の他、カウンセリングや遊戯治療等の継続通所指導(面接指導2回以上継続)も逐年重視されてきつつある。

第4-1-8表 児童相談所における処理方法別処理件数

第4-1-8表 児童相談所における処理方法別処理件数
(45年度)

	総数	訓戒・誓約	児童福祉司指導	里親・保護受託者委託	児童福祉施設入所	国立療養所委託	面接指導		その他
							1回のみのも	2回以上継続のもの	
件数	256,888	9,478	7,934	1,001	26,614	1,321	147,762	23,417	39,361
(構成比)	(100)	(3.7)	(3.1)	(0.4)	(10.3)	(0.6)	(57.6)	(9.1)	(15.2)

資料:厚生省統計調査部「厚生省報告例」

児童福祉施設への入所措置は例年全体の約1割強である。養護施設入所がそのうちの43%を占め、精神薄弱児施設等の心身障害児施設入所が40%である。

なお、児童相談所の重要な業務である一時保護の方法には、一時保護所への入所および他の機関等への委託とがあるが、例年総受付件数の11%の児童を一時保護している。

児童相談所の職員は全国で3,055名を数えており,逐年着実に増員をみている。児童相談を進めるうえではいずれの児童相談所においてもケースワーカー(児童福祉司,相談員),臨床心理判定員,医師(精神科医)の3者によるいわゆる臨床チームの協同が前提となるのであるが,全体的にはまだまだ専門職員の不足,特に常勤の精神科医の不足が深刻である。今後いつそうわが国の社会的変遷が予想される中で,真に児童の福祉をはかるためにも,児童相談所の機構上の充実と,専門性のいつそうの向上が期待されているところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのように進められているか

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 児童相談所その他の関係機関の活動状況

2 家庭児童相談室

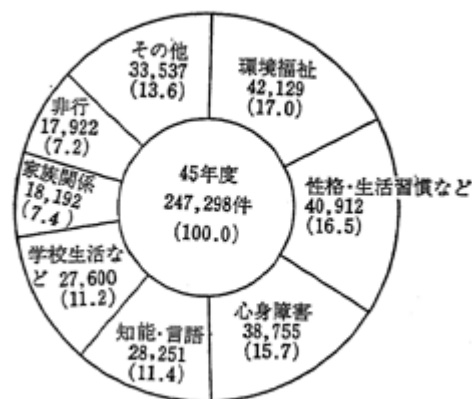
昭和39年度から福祉事務所に設置普及をはかつてきた家庭児童相談室は、以後毎年度増設されて、昭和46年度末には820か所となる。これによつて全福祉事務所の約79%に設置されることになる。

各家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と家庭相談員2人等が置かれ家庭における児童の育成についての問題を中心として訪問や通所による相談指導を行なっている。

昭和45年度に取り扱った相談内容は、第4-1-3図で見ると、環境福祉の問題(児童の養育についての経済問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境の問題等)の割合が最も多く(17.0%)、ついで性格生活習慣等の問題(16.5%)、心身障害の問題(15.7%)となつている。

第4-1-3図 家庭児童相談室相談指導処理件数

第4-1-3図 家庭児童相談室相談指導処理件数



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

また、これを年次別にみると、相談室設置開始年度(昭和39年度)の相談件数が、1万9,731件であつたが、相談室の増加および啓発活動などにより42年度には14万8,261件、45年度には24万7,298件と増加している。また、相談内容の状況をみると、非行、家族関係、環境福祉についての相談割合が逐次減少しているのに反して、知能、言語、心身障害についての割合が増加しているのが目だつ。児童の心身障害の問題についての相談が増加していることは、これら障害児に関し、従来閉鎖的であつた一般家庭において、進んで相談指導に応じようとする積極的態度が現われてきたものと思われる。

なお、公的相談機関である家庭児童相談室の補完的役割をもつ民間の家庭児童相談所に対し、その活動を促進するため昭和39年度以降運営費の一部を国庫補助している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare